

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月24日

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
下田東一丁目312番1、312番4
五位堂五丁目522番1
五位堂六丁目54番2、54番6、65番1、65番3、65番4
別所16番2
狐井245番、245番4、528番
北今市五丁目644番
旭ヶ丘二丁目4番8、4番23
平野91番1、92番1
すみれ野一丁目3番9
真美ヶ丘三丁目16番5、16番23、16番26、16番28
- 3 都市計画の案の縦覧場所
香芝市役所 都市創造部 都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年8月25日から令和8年9月8日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び連絡先並びに本案についての具体的な意見の要旨及びその理由を記載した香芝市長宛の文書1通を香芝市役所都市創造部都市計画課に令和8年9月8日までに必着するよう提出すること。